

令和6年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	9
国 民 健 康 保 險 事 業	11
住 宅 事 業	13
介 護 保 險 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	17

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31
簡 易 水 道 事 業	33

令和6年度 小樽市 一般会計 予算

令和6年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,022,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,789,800
	2 市 定 資 産 税	4,991,700
	3 軽 自 動 車 税	6,453,600
	4 た ば こ 税	225,600
	5 特 別 土 地 保 有 税	963,700
	6 入 湯 税	100
7 都 市 計 画 税	63,000	
		1,092,100
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	327,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	70,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	222,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	1
	5 特 別 と ん 譲 与 税	22,000
		13,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	3,000
		3,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	33,000
		33,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,000
		40,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	231,000
		231,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,055,000
		3,055,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	39,000
		39,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000
		32,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	385
		385
12 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	442,000
		442,000
13 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	15,542,000
		15,542,000

款	項	金額
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		千円
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000
		14,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	133,871
		133,871
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	855,650
	2 手 数 料	519,849
		335,801
17 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	12,707,164
	2 国 庫 補 助 金	9,901,881
	3 国 庫 委 託 金	2,779,021
		26,262
18 道 支 出 金	1 道 負 担 金	3,799,741
	2 道 道 補 助 金	3,200,830
	3 道 道 委 託 金	435,767
		163,144
19 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	91,417
	2 財 産 運 売 収 入	69,705
		21,712
20 寄 附 金	1 寄 附 金	1,250,000
		1,250,000
21 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,839,928
	2 基 金 繰 入 金	35,665
		2,804,263
22 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
23 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,894,063
	2 預 金 利 子	13,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	10
	4 雑 収 入	1,319,925
		561,128
24 市 債	1 市 債	4,902,200
		4,902,200
歳 入 合 計		62,022,222

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 247,439 247,439
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	5,033,945 4,843,799 87,564 89,868 2,846 5,852 4,016
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 国民民生年金費 5 国民民生年金施設費	25,893,677 13,222,254 5,490,887 6,793,368 4,764 382,404
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	6,385,417 2,434,116 506,534 3,444,767
5 労働費	1 労働諸費	47,660 47,660
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	146,958 128,524 18,434
7 商工費	1 商工費	1,656,220 1,656,220
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住港費 6 住港費	6,456,560 12,597 2,957,795 82,015 1,169,187 81,057 2,153,909

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 394,999 394,999
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校務費 3 中学校校務費 4 中学校校務費 5 社会教育費 6 社会教育費	2,464,835 120,251 866,199 413,655 417,269 448,524 198,937
11 公債費	1 公債費	4,515,783 4,515,783
12 諸支出金	1 特別会計調整償還金 2 財政債償還金 3 債償還金 4 基金償還金	197,466 194,692 1,219 168 1,387
13 職員給与費	1 職員給与費	8,551,263 8,551,263
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	62,022,222

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費 (パソコン更新)	令和7年度から 令和11年度まで	千円 110,187
情報化推進事業費 (Microsoft365ほかライセンス)	令和7年度から 令和9年度まで	9,493
情報化推進事業費 (ネットワーク監視システム構築)	令和7年度から 令和11年度まで	27,267
行政情報システム整備事業費 (標準準拠行政情報システム 構築移行等(戸籍・附票))	令和7年度	12,408
行政情報システム整備事業費 (標準準拠行政情報システム 構築移行等(戸籍・附票除く))	令和7年度	119,526
印刷製本等業務委託料	令和7年度	7,498
土地評価システム業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	16,921
住民基本台帳ネットワークシステム 機器更新事業費	令和7年度から 令和11年度まで	22,988
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和7年度から 令和21年度まで	734
第3号ふ頭及び周辺再開発事業費 (観光船ターミナル整備事業費)	令和7年度	378,900
第3号ふ頭及び周辺再開発事業費 (港湾管理事務所整備事業費)	令和7年度	174,200

事 項	期 間	限 度 額
教育情報システム整備事業費 (小学校費)	令和7年度から 令和13年度まで	千円 200,433
教育情報システム整備事業費 (中学校費)	令和7年度から 令和13年度まで	141,779
新総合体育館整備事業費 (整備事業者選定事業費)	令和7年度	11,700

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
新幹線整備事業費	91,300	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
防災対策事業費	45,000			
町内会館等建設助成事業費	2,300			
過疎地域持続的発展特別事業費	145,200			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
民間保育施設等整備支援事業費	92,800			
民生施設整備事業費	218,600			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
環境衛生施設整備事業費	7,000			
火葬場整備事業費	93,000			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
出資金債	25,400			
北しりべし廃棄物処理広域連合負担事業費	886,000			
除却事業費	792,600			
清掃運搬施設等整備事業費	19,000			
廃棄物処理施設整備事業費	45,600			
商店街公的利便施設整備支援事業費	2,000			
駐車場施設整備事業費	22,300			
道路新設改良事業費	469,500			
建設機械整備事業費	158,400			
河川整備事業費	43,000			
都市計画事業費	85,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
港湾事業費	1,179,900			
消防施設整備事業費	102,100			
義務教育施設整備事業費	177,900			
社会教育施設整備事業費	88,300			
総合体育施設整備事業費	4,600			
体育施設整備事業費	9,600			
臨時財政対策債	95,000			

令和6年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和6年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ614,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 330,892 330,892
2 繰入金	1 一般会計繰入金	134,311 134,311
3 諸収入	1 雑収入	16,820 16,820
4 市債	1 市債	132,800 132,800
歳入合計		614,823

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 286,072 286,072
2 公債費	1 公債費	328,651 328,651
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		614,823

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 40,600	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	3,400			
資本費平準化債	88,800			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

令和6年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和6年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,647千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 18,820 18,820
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,916 5,916
3 雑収入	1 雑収入	13,911 13,911
歳入合計		38,647

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 38,597 38,597
2 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		38,647

令和6年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,097,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,647,400 1,647,400
2 道支出金	1 道補助金	10,199,277 10,199,277
3 財産収入	1 財産運用収入	102 102
4 繰入金	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	1,246,112 1,193,418 52,694
5 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑収入	5,000 500 4,500
歳入	合計	13,097,891

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 382,117
	1 総務管理費	382,117
2 保険給付費		9,954,745
	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	9,927,051 27,694
3 国民健康保険事業費金 納付		2,752,424
	1 国民健康保険事業費金 納付	2,752,424
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
5 基金積立金		102
	1 基金積立金	102
6 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,097,891

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
印刷製本等業務委託料		令和7年度	千円 2,969

令和6年度 小樽市住宅事業特別会計予算

令和6年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 503,290
	1 使用料	503,290
2 国庫支出金		163,006
	1 国庫補助金	163,006
3 財産収入		16
	1 財産運用収入	16
4 繰入金		57,900
	1 基金繰入金	3,519
	2 一般会計繰入金	54,381
5 諸収入		2,435
	1 住宅敷金収入	1,892
	2 雑収入	543
6 市債		174,100
	1 市債	174,100
歳入	合計	900,747

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円 601,136
	1 住宅管理費	452,012
	2 住宅建築費	149,124
2 公債費		299,511
	1 公債費	299,511
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	900,747

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
印刷製本等業務委託料		令和7年度	千円
			501

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 174,100	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

令和6年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

令和6年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,211,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 保 険 料		2,520,129
	1 介 護 保 険 料	2,520,129
2 国 庫 支 出 金		4,069,286
	1 国 庫 負 担 金	2,622,209
	2 国 庫 補 助 金	1,447,077
3 支 払 基 金 交 付 金		3,998,761
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,998,761
4 道 支 出 金		2,095,547
	1 道 負 担 金	2,017,120
	2 道 補 助 金	78,427
5 財 産 収 入		586
	1 財 産 運 用 収 入	586
6 繰 入 金		2,527,090
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,376,527
	2 基 金 繰 入 金	150,563
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	15,211,599

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 302,191
	1 総務管理費	161,001
	2 徴収費	15,013
	3 介護認定審査会費	124,544
	4 趣旨普及費	1,633
2 保険給付費		14,274,864
	1 介護サービス等諸費	13,633,091
	2 介護予防サービス等諸費	207,864
	3 高額介護サービス等費	419,279
	4 その他諸費	14,630
3 地域支援事業費		592,193
	1 包括的支援事業・任意事業費	65,251
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	510,103
	3 一般介護予防事業費	14,856
	4 その他諸費	1,983
4 基金積立金		586
	1 基金積立金	586
5 諸支出金		40,765
	1 償還金及び還付加算金	5,100
	2 他会計繰出金	35,665
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		15,211,599

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
印刷製本等業務委託料		令和7年度	千円 1,754

令和6年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,532,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	千円 1,772,985 1,772,985
2 繰入金	1 一般会計繰入金	750,455 750,455
3 諸収入	1 償還金及び還付加算金 2 延滞金、加算金及び過料 3 雑入	9,465 2,000 10 7,455
歳入	合計	2,532,905

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	千円 61,654 52,623 9,031
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,468,751 2,468,751
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000 2,000
4 予備費	1 予備費	500 500
歳出	合計	2,532,905

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
印刷製本等業務委託料		令和7年度	千円 1,245

令和6年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	123,370 人
(3) 年間外来患者数	186,138 人
(4) 一日平均入院患者数	338 人
(5) 一日平均外来患者数	766 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 280,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	12,825,365 千円
第1項 医 業 収 益	11,736,153 千円
第2項 医 業 外 収 益	978,222 千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 110,790 千円

第4項 特 別 利 益 200 千円

支 出

第1款 病院事業費用 14,021,122 千円

第1項 医 業 費 用 13,477,735 千円

第2項 医 業 外 費 用 409,098 千円

第3項 附 帯 事 業 費 用 128,620 千円

第4項 特 別 損 失 5,669 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,701千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額548千円及び過年度分損益勘定留保資金388,153千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 768,295 千円

第1項 企 業 債 280,000 千円

第2項 他 会 計 出 資 金 480,289 千円

第3項 基 金 収 入 3 千円

第4項 基 金 繰 入 金 8,003 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,156,996 千円
第1項 建設改良費	280,000 千円
第2項 企業債償還金	855,393 千円
第3項 長期貸付金	21,600 千円
第4項 積立金	3 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業費	千円 280,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和7年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 6,839,038 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、261,705 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,651,480千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	手術顕微鏡	一式
	核医学診断用装置	一式
	手術映像記録システム	一式

令和6年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	60,100 世帯
(2) 年間総給水量	13,900 千m ³
(3) 一日平均給水量	38,082 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
イ 配水管整備事業	
事業費	346,488 千円
事業概要	市内一円配水管整備
ロ 改良事業	
事業費	1,455,176 千円
事業概要	低区配水池築造工事 ほか
ハ 導・送水管整備事業	
事業費	88,055 千円
事業概要	豊倉送水管布設工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,813,563 千円
第1項 営業収益		2,562,401 千円
第2項 営業外収益		251,062 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,579,737 千円
第1項 営業費用		2,408,076 千円
第2項 営業外費用		160,561 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,155,259千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,215千円、減債積立金272,958千円、過年度分損益勘定留保資金722,086千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,880,677 千円
第1項 企業債	1,803,900 千円
第2項 交付金	63,090 千円
第3項 他会計出資金	13,059 千円
第4項 他会計補助金	336 千円
第5項 工事負担金	192 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,035,936 千円
第1項 建設改良費	1,973,695 千円
第2項 企業債償還金	1,062,241 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和7年度	千円 250,000
低区配水池築造その2事業費	令和7年度 ～令和8年度	630,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,803,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和7年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 459,704 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33,990 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、65,425 千円と定める。

令和6年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 58,000 戸
- (2) 年間総排水量 18,100 千m³
- (3) 一日平均排水量 49,589 m³
- (4) 主要な建設改良事業の概要

イ 築造工事費

事業費 2,170,995 千円

- 事業概要
- 汚水管整備
中央処理区汚水管改築工事 ほか
 - 雨水管整備
下水道マンホール蓋改築その2工事 ほか
 - ポンプ場設備の更新
勝納汚水中継ポンプ場
電気設備（自家発電設備）工事 ほか
 - 処理場設備の更新等
中央下水終末処理場水処理施設
機械設備（脱臭設備）工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）3,900千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,510,129 千円
第1項 営業収益		2,027,807 千円
第2項 営業外収益		1,482,222 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,726,095 千円
第1項 営業費用		3,636,609 千円
第2項 営業外費用		83,386 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額959,788千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額191,263千円、過年度分損益勘定留保資金536,229千円、当年度分損益勘定留保資金232,296千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,493,992 千円
第1項 企業債	1,106,200 千円
第2項 交付金	808,500 千円
第3項 他会計出資金	197,614 千円
第4項 他会計負担金	121 千円
第5項 他会計補助金	844 千円
第6項 受益者負担金	316 千円
第7項 工事負担金	196,100 千円
第8項 貸付金償還金	184,197 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,453,780 千円
第1項 建設改良費	2,172,284 千円
第2項 企業債償還金	1,276,046 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場水処理施設 電気設備更新その2事業費	令和7年度	千円 300,000
中央下水終末処理場水処理施設 機械設備更新事業費	令和7年度	202,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,065,000	普通貸借 又は 登録公債	%	1 令和7年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
下水道事業債 (特別措置分)	41,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 200,841千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、545,760千円である。

令和6年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	155,200 t
イ がれき類等	8,500 t
ロ 廃プラスチック類等	5,200 t
ハ 土 砂	141,500 t
(2) 一日平均埋立処分量	604 t
イ がれき類等	33 t
ロ 廃プラスチック類等	20 t
ハ 土 砂	551 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 産業廃棄物等処分事業収益	221,579 千円
------------------	------------

第1項 営業収益 219,945 千円

第2項 営業外収益 1,634 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 167,228 千円

第1項 営業費用 156,356 千円

第2項 営業外費用 9,872 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 10,000 千円

第1項 貸付金償還金 10,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 465 千円

第1項 建設改良費 465 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,403 千円

令和6年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 給水事業所数 | 68社 |
| (2) 年間総給水量 | 327千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 896m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 改良事業

事業費 3,392千円

事業概要 樽川配水ポンプ所電気計装設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 簡易水道事業収益	147,408千円
第1項 営業収益	79,845千円
第2項 営業外収益	67,563千円

支出

第1款 簡易水道事業費用	152,850千円
第1項 営業費用	149,572千円
第2項 営業外費用	2,178千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,614千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額390千円及び当年度分損益勘定留保資金30,224千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	70,680千円
第1項 企業債	3,300千円
第2項 道補助金	24,860千円
第3項 他会計出資金	30,090千円
第4項 他会計補助金	12,430千円

支出

第1款 資本的支出	101,294千円
第1項 建設改良費	4,501千円

第2項 企業債償還金 59,503 千円

第3項 出 資 金 37,290 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 3,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和7年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,697 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、74,501 千円である。